二十三	民法第三百九十八条の二十第一項第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録（令第五十一条の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）				
二十四	信託の登録	イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた同法第四条第一項に規定する公正証書等（公正証書又は当該公正証書に記録された事項を証する書面及び同項の書面をいう。）又は同項の第二号の書面（同項の規定により登録原因を証する書面として提供された信託目録をいう。）の通知をした場合にあっては、登録原因を証する書面	信託財産に属する登録対象権利について受託者の変更による移転の登録（令第五十五条第一項に規定する事由により受託者の任務が終了した場合において、新たに受託者が選任されたときの登録を含む。）	信託財産に属する登録対象権利について次項及び二十八の項の登録を除く。）	
		ロ　イに規定する信託以外の信託にあっては、登録原因を証する書面			
		ハ　信託目録に記録すべき事項			
	債務者又は根抵当権設定者について破産手続開始の決定があったことを証する書面				

二十七	信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による登録対象権利の変更の登録				
二十八	信託財産に属する登録対象権利について受託者の任務の一部が終了による変更の登録				

		ハ　信託の併合又は分割による権利の変更の登録を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　信託の併合又は分割をした旨を証する書面 (2)　信託法第百五十六条第二項又は第百五十八条第二項の規定により公告し、及び催告（同法第百五十六条第二項の規定による催告をいう。）をした場合において、信託の併合又は分割をすることについて異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対して弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はこれを信託財産に属する財産をもって弁済することを目的として信託をしたことを証する書面 (3)　当該受益者が信託法第百八十七条第二項の定めがあるときは、受益者の同法第百八十七条第一項の書面	二十七条第二項の規定により交付を受けた同法第百七十七条の書面 二　信託法第三百九十八条の二十第一項第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録（令第五十一条の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）	

二十五	信託財産に属する登録対象権利についてする受託者の変更による移転の登録（令第五十五条第一項に規定する事由により受託者の任務が終了した場合において、新たに受託者が選任されたときの登録に限る。）				
二十六	信託財産に属する登録対象権利について次項及び二十八の項の登録を除く。）				